

(表2)

2群(100%)貸金水準および貸金率

年	4 6 年 度		4 7 年 度		4 8 年 度		4 9 年 度	
	貸金率	貸金水準	貸金率	貸金水準	貸金率	貸金水準	貸金率	貸金水準
30	100%	80,000	100%	89,600	100%	到達分 6,000円	100%	到達分 6,000円
29	96.25	77,000	96.66	86,600				
28	92.5	74,000	93.37	83,600				
27	88.75	71,000	89.05	80,600				
26	85.0	68,000	86.00	77,600				
25	81.25	65,000	83.25	74,600				
24	77.4	62,000	79.91	71,600				
23	73.75	59,000	76.56	68,600				
22	70.00	56,000	73.21	65,600				
21	66.25	53,000	67.47	60,458				
20	62.5	50,000	61.73	55,317				
19	58.75	47,000	56.00	50,176	58.00		60.00	
18	55.0	44,000	52.66	47,190				
17	51.25	41,000	49.33	44,204				
16	47.5	38,000	46.00	41,216	48.00		50.00	
15	43.75	35,000						

1群(80%)貸金水準および貸金率

年	4 6 年 度		4 7 年 度		4 8 年 度		4 9 年 度	
	貸金率	貸金水準	貸金率	貸金水準	貸金率	貸金水準	貸金率	貸金水準
25	80.00	64,000	80.00	71,680	80.00	到達分 5,714円	80.00	到達分 5,714円
24	76.42	61,143	76.81	68,823				
23	72.85	58,286	73.62	65,966				
22	69.28	55,429	70.43	63,109				
21	65.71	52,572	65.62	58,798				
20	62.14	49,715	60.81	54,487				
19	58.57	46,858	56.00	50,176	58.00		60.00	
18	55.00	44,000	52.66	47,190				
17	51.25	41,000	49.33	44,204				
16	47.50	38,000	46.00	41,216	48.00		50.00	
15	43.75	35,000						

(表3)

2群における水準到達後の年令減額補償ライン

年令	4 6 年 度		4 7 年 度		4 8 年 度		4 9 年 度	
	各年令点貸金	各年令点貸金	各年令点貸金	各年令点貸金	各年令点貸金	各年令点貸金	各年令点貸金	
50	100,000	109,600	水準+20,000	水準+20,000	水準+20,000	水準+20,000	水準+20,000	
49	99,000	108,600	水準+19,000	水準+19,000	水準+19,000	水準+19,000	水準+19,000	
48	98,000	107,600	水準+18,000	水準+18,000	水準+18,000	水準+18,000	水準+18,000	
47	97,000	106,600	水準+17,000	水準+17,000	水準+17,000	水準+17,000	水準+17,000	
46	96,000	105,600	水準+16,000	水準+16,000	水準+16,000	水準+16,000	水準+16,000	
45	95,000	104,600	水準+15,000	水準+15,000	水準+15,000	水準+15,000	水準+15,000	
44	94,000	103,600	水準+14,000	水準+14,000	水準+14,000	水準+14,000	水準+14,000	
43	93,000	102,600	水準+13,000	水準+13,000	水準+13,000	水準+13,000	水準+13,000	
42	92,000	101,600	水準+12,000	水準+12,000	水準+12,000	水準+12,000	水準+12,000	
41	91,000	100,600	水準+11,000	水準+11,000	水準+11,000	水準+11,000	水準+11,000	
40	90,000	99,600	水準+10,000	水準+10,000	水準+10,000	水準+10,000	水準+10,000	
39	89,000	98,600	水準+9,000	水準+9,000	水準+9,000	水準+9,000	水準+9,000	
38	88,000	97,600	水準+8,000	水準+8,000	水準+8,000	水準+8,000	水準+8,000	
37	87,000	96,600	水準+7,000	水準+7,000	水準+7,000	水準+7,000	水準+7,000	
36	86,000	95,600	水準+6,000	水準+6,000	水準+6,000	水準+6,000	水準+6,000	
35	85,000	94,600	水準+5,000	水準+5,000	水準+5,000	水準+5,000	水準+5,000	
34	84,000	93,600	水準+4,000	水準+4,000	水準+4,000	水準+4,000	水準+4,000	
33	83,000	92,600	水準+3,000	水準+3,000	水準+3,000	水準+3,000	水準+3,000	
32	82,000	91,600	水準+2,000	水準+2,000	水準+2,000	水準+2,000	水準+2,000	
31	81,000	90,600	水準+1,000	水準+1,000	水準+1,000	水準+1,000	水準+1,000	
30	80,000	89,600	水準+0	水準+0	水準+0	水準+0	水準+0	
29								
28								
27								

1群における水準到達後の年令減額補償ライン

年令	4 6 年 度		4 7 年 度		4 8 年 度		4 8 年 度	
	各年令点貸金	各年令点貸金	各年令点貸金	各年令点貸金	各年令点貸金	各年令点貸金	各年令点貸金	
35	74,000	81,680	水準+10,000	水準+10,000	水準+10,000	水準+10,000	水準+10,000	
34	73,000	80,680	水準+9,000	水準+9,000	水準+9,000	水準+9,000	水準+9,000	
33	72,000	79,680	水準+8,000	水準+8,000	水準+8,000	水準+8,000	水準+8,000	
32	71,000	78,680	水準+7,000	水準+7,000	水準+7,000	水準+7,000	水準+7,000	
31	70,000	77,680	水準+6,000	水準+6,000	水準+6,000	水準+6,000	水準+6,000	
30	69,000	76,680	水準+5,000	水準+5,000	水準+5,000	水準+5,000	水準+5,000	
29	68,000	75,680	水準+4,000	水準+4,000	水準+4,000	水準+4,000	水準+4,000	
28	67,000	74,680	水準+3,000	水準+3,000	水準+3,000	水準+3,000	水準+3,000	
27	66,000	73,680	水準+2,000	水準+2,000	水準+2,000	水準+2,000	水準+2,000	
26	65,000	72,680	水準+1,000	水準+1,000	水準+1,000	水準+1,000	水準+1,000	
25	64,000	71,680	水準+0	水準+0	水準+0	水準+0	水準+0	
24								
23								
22								

〔資料一〕

統一要求書

新産別京滋地方連合会に加盟する市金工業社、菊水製作所、京利工業、京都製作所、藤堂製作所、山科精器、山科精工の組合は昭和四十七年度の貸金改訂期にあたり、貸金水準と貸金率、貸金水準への到達年令の若年化、水準到達後におけるそれまでの年令減額に対する補償、最低保障貸金と見習い期間および見習期間中の貸金保障などにわたる貸金協約の締結およびその具体的内容について統一交渉することを含めて決定しましたので、下記通り統一要求します。

昭和四十七年三月二十五日

- 株式会社 市金工業社
- 取締役社長 川口 文志郎 殿
- 株式会社 菊水製作所
- 代表取締役 島田 泰男 殿
- 社長
- 株式会社 京都製作所
- 代表取締役 丸瀬 雄一郎 殿
- 京利工業株式会社
- 取締役社長 清水 保之 殿
- 株式会社 藤堂製作所
- 取締役社長 藤堂 頭一郎 殿
- 山科精器株式会社
- 取締役社長 池田 肇 殿
- 株式会社 山科精工所
- 取締役会長 横井 英樹 殿
- 新産別京滋地連
- 委員長 吉岡 新一

令点と一五才最低保障賃金をむすぶ線におく。

(4) 以上(1)、(2)、(3)を見習い期間および見習期間中の賃金制度として昭和四十七年、四十八年、四十九年にわたる労働協約として、締結することを要求する。具体的内容は表のとおりとする。

IV 最低保障賃金の協約締結について

(1) 最低保障賃金については、各賃金群水準の八〇% (各賃金水準到達年令点)と一五才最低保障賃金をむすぶ線とする。

(2) 一五才最低保障賃金は、昭和四十六年度統一設定額を三二、〇〇〇円とし、以下各年度一五才賃金の上昇額を上積みしたものとす。

(3) 具体的内容は表(5)のとおりとする。

VI (I)(II)(III)(IV)の要求にともなう昭和四十七年度賃金引きあげ額は次の通りである。

(1) 二群について

(A) 八〇、〇〇〇円水準に六、〇〇〇円以上の到達分を必要とする、

二十一才以上見習い期間(三年)を終了した者は、
水準引きあげ分
80,000円×12% = 9,600円

到達分 # 6,000円

をあわせた 15,600円

である。

(B) 八〇、〇〇〇円水準に六、〇〇〇円未満で到達可能な者は

○円未満で到達可能な者は
水準引きあげ分86,000円×12% = 9,600円と六、〇〇〇円未満の必要到達分および1,000円+1,000円+1,000円を限度とする。減額補償あるいは補償ラインへの是正分をあわせた額である。
ただし八〇、〇〇〇円水準以上の減額補償あるいはそのラインへの是正分は1,000円+1,000円+2,000円が限度であり、また八、〇〇〇円水準までの到達分+八、〇〇〇円水準以上の減額補償あるいはその是正分は、六、〇〇〇円をこえないものとする。
したがって水準引きあげ分九、六〇〇円を含む全引きあげ額は一五、六〇〇円をこえない。

(C) 八〇、〇〇〇円水準以上の減額補償あるいはその是正分の在り方は二九才(四十七年度水準到達年令)と四九才(四十七年度減額補償打切り年令)一〇〇、〇〇〇円をむすぶラインより遅れている都合によって決る。

例 一年遅れている場合
1,000円(減額補償) + 1,000円(若年化にともなう分)
二年遅れている場合

1,000円+1,000円+1,000円(是正分)
三年以上遅れている場合
1,000円+1,000円+2,000円(是正分)

であり、したがって一、〇〇〇円以上は三、〇〇〇円を限度として遅れを是正するに必要な額である。

(D) 一〇〇、〇〇〇円(減額補償打初り賃金)以上の者は
水準引きあげ分のみ
80,000円×12% = 9,600円である。

(E) 一〇〇、〇〇〇円と一、〇〇〇円未満でもって是正可能な者は
水準引きあげ分
80,000円×12% = 9,600円と必要是正分をあわせたものである。

(F) (D)(E)を除く四十七年度減額補償ラインあるいはそれ以上にある者は
水準引きあげ分
80,000円×12% = 9,600円と減額補償分一、〇〇〇円をあわせた一〇、六〇〇円である。

(G) 二〇才以下(四十七年賃金年令)の者は
20才 = 13,458円 19才 = 11,317円
18才 = 9,176円 17才 = 9,190円
16才 = 9,204円である。

(H) 見習い期間中の者は、各人賃金(四十六年度)と各該当見習い期間賃金(四十七年度)の差額である。た

だし一五、六〇〇円を限度とする。

(2) 一群について

(A) 水準引きあげ分は、
64,000円×12% = 7,680円である。

(B) 到達分については、二群と同じく六、〇〇〇円とする。

(C) 二〇才以下の者を除く四十七年度賃金引きあげ額の取扱は、二群と同じである。

(D) 二〇才以下(四十七年賃金年令)の者は
20才 = 11,940円 19才 = 10,487円
18才 = 9,176円 17才 = 9,190円
16才 = 9,204円である。

(3) 以上二群、一群についての昭和四十七年度賃金引きあげは、すべて年度賃金は正要求を含んでいない。
統一交渉における組谷の交渉委員は次の通りです。

- 七単組組合長
- 二階堂 弘 尾崎 与三郎
- 柏木 正照 森下 照男
- 山内 赴 中口 一男
- 樽谷 実好
- 地連役員
- 戒崎 義治 河本 海局
- 勝 莖 一孝 山田 丑一
- 岡 寛

VIII 統一要求に対する回答は昭和47年4月10日統一交渉の場でしてください。

(表4)

2群における見習い期間の貸金
昭和47年度

年令	出発資金80%	1年経過85%	2年経過90%	2年半経過95%	3年経過100%
29	71,680	76,160	80,640	85,120	89,600
28	66,290	73,450	77,610	81,770	86,600
27	66,900	70,749	74,580	78,420	83,600
26	64,510	68,030	71,550	75,070	80,600
25	62,120	65,320	68,520	71,720	77,600
24	59,730	62,610	65,490	68,370	74,600
23	57,340	59,900	62,460	65,020	71,600
22	54,950	57,190	59,430	61,670	68,600
21	52,560	54,480	56,400	58,320	65,600
20	50,170	51,770	53,370	54,970	60,488
19	47,780	49,060	50,340	51,620	55,317
18	45,390	46,350	47,310	48,270	50,176
17	43,000	43,640	44,280	(44,920)	(47,290)
16	40,610	40,930	(41,250)	(41,570)	(44,404)
15	38,216	(38,216)	(38,216)	(38,216)	(41,216)

昭和48年度

年令	出発資金80%	48年水準の85%	48年水準の90%	48年水準の95%	48年水準の100%
28	48年水準の80%	48年水準の85%	48年水準の90%	48年水準の95%	48年水準の100%
27					
26					
25					
24					
23					
22					
21					
20					
19					
18					
17					
16					
15	48年最低保障資金				

昭和49年度

年令	49年水準の80%	49年水準の85%	49年水準の90%	49年水準の95%	49年水準の100%
27	49年水準の80%	49年水準の85%	49年水準の90%	49年水準の95%	49年水準の100%
26					
25					
24					
23					
22					
21					
20					
19					
18					
17					
16					
15	49年最低保障資金				

1群における見習い期間中の貸金

昭和47年度

年令	出発資金64%	1年経過68%	2年経過72%	2年半経過76%	3年経過80%
24	57,344	60,928	64,512	68,096	71,680
23	55,219	58,405	61,591	64,776	68,823
22	53,094	53,882	58,670	61,456	65,966
21	50,969	53,359	55,749	58,136	63,109
20	48,844	50,836	52,828	54,816	58,798
19	46,719	48,313	49,907	51,496	54,487
18	44,594	45,790	46,986	48,176	50,176
17	42,469	43,267	44,065	44,856	47,290
16	40,344	40,744	41,144	41,536	44,404
15	38,216	38,216	38,216	38,216	41,216

昭和48年度

年令	48年水準の64%	48年水準の68%	48年水準の72%	48年水準の76%	48年水準の80%
23	48年水準の64%	48年水準の68%	48年水準の72%	48年水準の76%	48年水準の80%
22					
21					
20					
19					
18					
17					
16					
15	48年最低保障資金				

昭和49年度

年令	49年水準の64%	49年水準の68%	49年水準の72%	49年水準の76%	49年水準の80%
22	49年水準の64%	49年水準の68%	49年水準の72%	49年水準の76%	49年水準の80%
21					
20					
19					
18					
17					
16					
15	49年最低保障資金				

〔資料1〕

統一要求書

新産別京滋地方連合会に加盟する市金工業社、菊水製作所、京利工業、京都製作所、藤堂製作所、山科精器、山科精工の組合は昭和四十七年度の賃金改訂期にあたり、賃金水準と賃金率、賃金水準への到達年令の若年化、水準到達後におけるそれまでの年令減額に対する補償、最低保障賃金と見習い期間および見習期間中の賃金保障などにあたる賃金協約の締結およびその具体的内容について統一交渉することを含めて決定しましたので、下記通り統一要求します。

昭和四十七年三月二十五日

株式会社 市金工業社

取締役社長 川口 文志郎 殿

株式会社 菊水製作所

代表取締役 島田 泰男 殿

株式会社 京都製作所

代表取締役 丸瀬 雄一郎 殿

京利工業株式会社

取締役社長 清水 保之 殿

株式会社 藤堂製作所

取締役社長 藤堂 頭一郎 殿

山科精器株式会社

取締役社長 池田 肇 殿

株式会社 山科精工所

取締役会長 横井 英樹 殿

新産別京滋地連

委員長 吉岡 新一